

第68回
全名古屋
木材産業
野球大会

ヤマガタヤチームが 4連覇! 7度目の優勝!!

名古屋木材健康保険組合・名古屋木材組合・名古屋港木材産業協同組合共催、木材工業新聞社後援の第68回全名古屋木材産業野球大会が開催されました。

6月3日(日)稲永公園野球場において、山西チーム対材惣チームの3位決定戦と、エンヤチーム対ヤマガタヤチームによる決勝戦が行われました。そして、悪天候の影響による順延のため、不戦勝でヤマガタヤチームが4年連続7度目の優勝を果たしました。

決勝戦終了後に表彰式・閉会式が行われ、大会長の当健保組合 鈴木和雄理事長が、「本日、無事に第68回全名古屋木材産業野球大会の最終日を迎えることができました。今回は雨が非常に多く、さまざまな場面においてみなさまにご迷惑をおかけしましたが、こればかりは天候のためということで、お許しただけいただけたらと思います。

今回優勝されましたヤマガタヤチーム様、そして準優勝されましたエンヤチーム様、おめでとうございます。エンヤチーム様は雨の順延等によりお仕事の都合で決勝戦に出場できなくなりました。これも雨のせいにしておいてください。それから3位になりました山西チーム様、本当によく頑張っておられました。

野球にはきちんとしたルールがあります。しかしルールといえば、先日はアメリカンフットボールにおいてルールを無視した問題行為があり、大変な話題となりました。さらに、スポーツだけではなく普段の仕事においても、働き方改革の推進等によってルール、規律というものがかんたん変わってきております。企業の中で、みなさまが働き方改革を真剣に考えていただき、新しいルールというものを作っていくことが必要であろうと思っております。

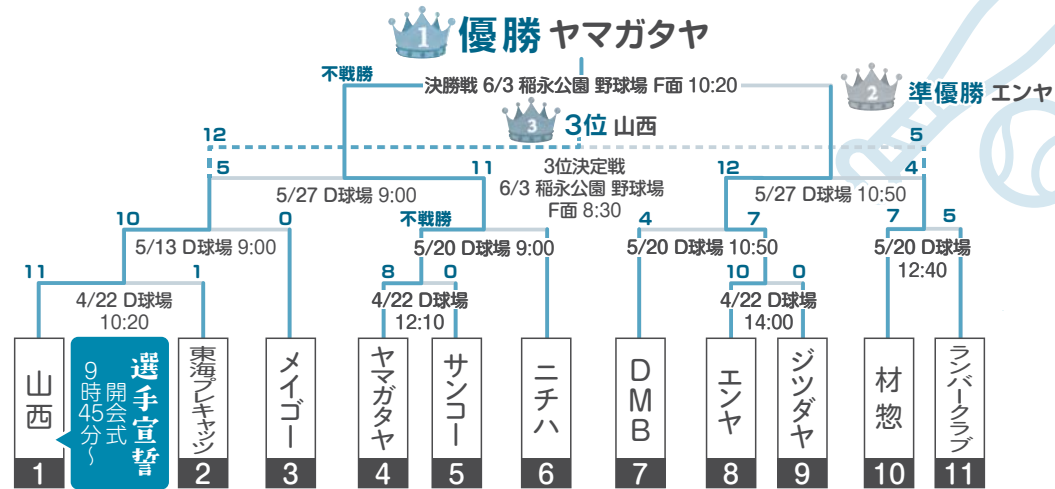
それから、この大会はあくまで健康増進と、木材業界の親睦が目的です。ぜひ、この業界をみなさまの力で育てていただきたいと思います。

審判団のみなさま、運営をしていただいた各組合のみなさま、本当にありがとうございました。来年もすばらしい大会ができますようお祈り申し上げ、挨拶に代えさせていただきます」

優勝チームに優勝旗・優勝杯・賞状、準優勝チームには準優勝盾、3位チームには3位盾が贈られました。最優秀選手賞には狐塚選手(ヤマガタヤ)、優秀選手賞には石岡選手(エンヤ)が選ばれ、それぞれトロフィーが贈られました。



試合結果



野球大会
結果

優勝 ヤマガタヤ
準優勝 エンヤ
3位 山西

最優秀選手賞 狐塚 拓也選手(ヤマガタヤ)
優秀選手賞 石岡 周土選手(エンヤ)

平成29年度
決算のご報告

一人ひとりが健康を大切に

健保財政健全化へ引き続きご協力を

去る7月18日(水)、第146回組合会において、名古屋木材健康保険組合の平成29年度決算が、原案どおり承認されましたのでお知らせします。

収入総額(介護保険含む)34億5,848万8千円、支出総額(介護保険含む)30億4,612万8千円、差し引き4億1,236万円の決算残金となりました。詳細は別掲のとおりです。

決算の内訳を前年度と対比しますと、収入の基である健康保険料については、対前年102.1%で5,983万4千円の増加となりました。

支出の大部分を占めているのが保険給付費と納付金です。保険給付費は329万5千円減となったものの、保険料収入に占める割合は50.5%(前年度51.7%)と半分以上を占めています。保険給付費の被保険者1人当たり金額は25万8,339円(前年度26万753円)で、前年度と比べ2,414円の減少となりました。納付金につ

ては、11億2,487万4千円で前年度比1億6,287万7千円減となり、保険料収入に占める割合は38.7%(前年度45.24%)とやや減少し、被保険者1人当たり金額は19万7,867円(前年度22万8,122円)で、前年度と比べ3万255円減少しました。この結果、収入支出差引額、経常収支ともに黒字決算になりました。しかしながら、一部を繰入金でまかなっている現状もあり、予断を許さない状況は続いています。

健保財政が健全であるためには、みなさま一人ひとりが健康に留意され、当健保組合の標語である「自分で守ろう、自分の健康」を合言葉に、早期発見・早期治療および重症化の予防を心がけていただくことが大切です。

当健保組合では、みなさまの健康づくりのお役に立つよう各種の情報提供を行ってまいります。今後も、みなさま方の一層のご理解、ご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

健康保険(決算)のあらまし

科目	決算額(千円)
健康保険料	2,906,491
国庫負担金収入	1,137
調整保険料	39,148
繰入金	87,752
国庫補助金収入	4,420
財政調整事業交付金	42,918
雑収入	3,947
合計	3,085,813

科目	決算額(千円)
事務費	64,989
保険給付費	1,468,655
納付金	1,124,874
保健事業費	37,439
還付金	25
財政調整事業拠出金	39,074
連合会費	1,656
積立金	1,892
雑支出	1,143
合計	2,739,747
収入支出差引額	346,066
経常収支差引額	211,189

基礎数値	
平均被保険者数(年間)	5,685人
男	4,575人
女	1,110人
平均標準報酬月額(年間)	358,184円
男	387,586円
女	235,217円
総標準賞与額(年間)	5,713,482千円
平均年齢	43.84歳
男	44.21歳
女	42.33歳
保険料率(調整保険料率含む)	98.0/1000
事業主	50.6/1000
被保険者	47.4/1000

介護保険(決算)のあらまし

科目	決算額(千円)
介護保険料	356,853
繰入金	12,116
国庫補助金受入	3,701
雑収入	5
合計	372,675

科目	決算額(千円)
介護納付金	306,376
介護保険料還付金	5
合計	306,381
収入支出差引額	66,294

基礎数値	
介護保険第2号被保険者数(年間)	4,686人
平均標準報酬月額(年間)	403,305円
総標準賞与額(年間)	3,872,923千円
介護保険料率	18/1000
事業主	9/1000
被保険者	9/1000

公告 名古屋木材健康保険組合
理事長 鈴木 和雄

事業所の全喪および新規適用がありましたので、健康保険法施行令の規定により公告します。

全喪事業所	事業所名	所在地	全喪年月日
	堀場木材(株)	名古屋市中川区山王2-2-30	平成29年12月26日
新規適用事業所	事業所名	所在地	適用年月日
	DMB東海建材(株)	海部郡飛島村木場1-24	平成30年4月1日

「特定保健指導」のお知らせが届いたら、ぜひご参加を



40歳以上を対象とした「特定健診」を受け、「生活習慣改善の必要がある」と判定された方には、「特定保健指導」のお知らせが届きます。

特定保健指導には「積極的支援」と「動機付け支援」の2種類があり、いずれも管理栄養士や保健師などの専門家が、個々の生活や行動パターンなどに合わせて生活習慣改善のための行動計画の作成から実行・継続までを無料でサポートしてくれます。

平成30年度からは、受ける方がさらに取り組みやすくなるよう運用ルールが見直されました。

ご案内が届いたら、健康的な生活習慣を身につけて病気を未然に防ぐチャンスと考え、ぜひご参加ください。

▼ 特定保健指導の運用ルール 平成30年度からのおもな変更点

評価の時期が3ヵ月後も可能に

これまで実績評価の時期は初回面接から6ヵ月後でしたが、3ヵ月後も可能になりました。

初回面接と実績評価が別の機関でもOKに

初回面接と3～6ヵ月後の実績評価は、同一の機関で行わなくてもよくなりました。

健診当日に初回面接ができるように

健診当日、検査結果がすべて判明しないうちでも、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等から対象と見込まれる人に初回面接を行い、後日すべての結果をふまえて電話等で行動計画を完成する方法が可能となりました。

2年連続「積極的支援」でも、改善者は「動機付け支援」でOKに

2年連続で積極的支援に該当しても、腹囲・体重が前年より改善している場合、2年目は動機付け支援でOKとなりました。

テレビ電話などを使った初回面接を推進

テレビ電話やタブレット等を使った初回面接を推進するため、国への事前届出が廃止されました。

使わないなんてもったいない!

ジェネリック医薬品



ジェネリック(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後に、他の製薬会社から新薬と同じ有効成分を使って作られます。厚生労働省が定める品質基準をクリアして承認を受けているので、効きめや安全性、品質は新薬と同等であるのに、価格は新薬の2～7割と安いのが特徴です。

1年間ではこんなにお得です!

例 高血圧薬(バルサルタン80mg)を1日1錠、1年間服用した場合

新薬 9,986円

ジェネリック 2,420円

自己負担は **7,566円減!**

*自己負担3割の場合、薬価のみの比較です(2018年6月現在)。

どうしてそんなに安いのか?!



長い歳月と膨大な費用をかけて開発される新薬に対し、ジェネリックは開発にかかる費用や時間が少ないからです。
新薬と色や形が違うこともありますが、それは異なる添加剤が使われていることがあるだけで、有効性や安全性に違いはありません。

*すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。まずは医師や薬剤師にジェネリックへの変更希望を伝えましょう!

平成30年 8月から

医療・介護保険制度が変わりました

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を引き上げ

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月より下記のとおりに引き上げられました。

▼ 平成30年7月診療分まで

区分	70歳以上*1の自己負担限度額/月額(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み	標準報酬月額28万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般	標準報酬月額26万円以下	57,600円(44,400円)
低所得	II住民税非課税	24,600円
	I住民税非課税(所得が一定以下)	15,000円

▼ 平成30年8月診療分から

区分	70歳以上*1の自己負担限度額/月額(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
III標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)	
II*2標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)	
I*2標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	
標準報酬月額26万円以下	18,000円(年間上限14万4,000円)	57,600円(44,400円)
II住民税非課税		24,600円
I住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円

細分化
引き上げ

引き上げ

く)は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

*1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

*2 現役並み区分I・IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額を引き上げ

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えたとき支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられました。

▼ 平成30年7月分まで

区分	70歳以上*1の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)
現役並み	標準報酬月額28万円以上 67万円
一般	標準報酬月額26万円以下 56万円
低所得	II住民税非課税 31万円
	I住民税非課税(所得が一定以下) 19万円*2

▼ 平成30年8月分から

区分	70歳以上*1の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)
III標準報酬月額83万円以上	212万円
II標準報酬月額53万~79万円	141万円
I標準報酬月額28万~50万円	67万円
標準報酬月額26万円以下	56万円
II住民税非課税	31万円
I住民税非課税(所得が一定以下)	19万円*2

細分化
引き上げ

*1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

*2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

65歳以上現役並み所得者の介護保険利用者負担割合を引き上げ

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられました。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等340万円以上*1	2割▶3割
年金収入等280万円以上*2	2割
年金収入等280万円未満	1割

*1「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額) 220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は463万円以上)」。

*2「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は346万円以上)」。